

太陽光発電システム等設置補助金 よくある質問

令和6年12月21日 作成

● 事業について

問 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金とは何ですか？

⇒地域脱炭素移行・再エネ推進交付金とは、2050年度までの脱炭素社会の実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する国の目標の実現に向けて、「地域脱炭素ロードマップ」及び「地球温暖化対策計画」に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして、環境省が創設した交付金です。

問 2 これまで行っていた補助事業よりも補助金額が多いのはなぜですか？

⇒国の交付金（環境省 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））を活用しているため、これまで行っていた補助事業よりも補助金額が増えています。

問 3 どうして令和6年度から補助事業が開始なのですか？

⇒国の交付金に応募し、採択を受けたことから、補助事業は令和6年度からの開始となっています。

問 4 補助事業の期間はいつまでですか？

⇒令和6年度から令和10年度までの5年間の予定です。

● 交付対象者について

問 5 東御市民でないと補助対象になりませんか？

⇒東御市に住所を有する方が対象です。ただし、交付申請する年度内に東御市に転入される方については、補助対象となります。

問 6 市内に事業所があれば、市外の事業者でも補助対象になりますか？

⇒市内に事業所があり、当該事業所に対象システムを設置する場合は補助対象となります。市内に事業所があることの証明は登記事項証明書等で行ってください。

問 7 既に工事着工している場合は補助対象になりますか？

⇒原則、工事着工前に申請したものが補助対象となります。ただし、市と事前協議を行い、やむを得ない理由であると市長が認めた場合に限り、事前着工が認められます。詳細は生活環境課へお問い合わせください。（定置型蓄電池設置事業を除く）

問 8 PPA 方式により設置する場合は補助対象になりますか？

⇒PPA方式により設置する場合は補助対象外となります。

● 交付要件について

問 9 既存住宅や新築住宅など、設置条件はありますか？

⇒既存住宅、新築住宅いずれも補助対象となります。ただし、店舗との共用住宅や賃貸集合住宅は事業所として扱います。

問 10 市外の業者と契約し、設置する場合でも補助対象になりますか？

⇒設置する業者が市外の業者であっても、その業者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度の認定事業者であれば補助対象となります。(定置型蓄電池設置事業を除く)

問 11 太陽光発電設備に搭載制限ありますか？

⇒搭載量について制限はありません。

問 12 太陽光発電設備は住宅または事業所の屋根以外に設置してもよいですか？

⇒原則、住宅または事業所の屋根に設置するものとしています。しかし、屋根の形状や建物の耐震性などにより、屋根に設置できない場合は、市との協議により敷地内や敷地内の建築物(倉庫など)に設置することが可能です。

問 13 既存設備が壊れてしまい、更新したいのですが補助対象になりますか？

⇒法定耐用年数(太陽光発電設備：17年、定置型蓄電池：6年)が経過していれば補助対象となります。

問 14 この補助金と他の補助金を併用することはできますか？

⇒他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する場合は、補助対象外となります。なお、長野県が実施する補助金と本補助金の併用は可能です。

問 15 導入する設備で発電した電力を民間事業者へ売電することはできますか？

⇒FIT制度(固定価格買取制度)やFIP制度の認定を受けずに、民間事業者へ売電することは可能です。ただし、自家消費割合は以下の割合以上である必要があります。
【住宅：30%、事業所：50%】

問 16 自家消費(住宅:30%、事業所:50%)はどのように確認すればよいですか？

⇒自家消費量÷導入する設備による発電量×100により算出できます。市では補助金交付者に対し、自家消費率の報告を求め、自家消費割合が【住宅：30%、事業所：50%】に満たない場合、補助金を返還していただくことがあります。

問 17 定置型蓄電池が155,000円/kWhを超える場合、補助対象になりますか？

⇒住宅の場合155,000円/kWh、事業所の場合190,000円/kWhを超える定置型蓄電池は補助対象外となります。(定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業)のみ)

● 補助金額について

問 18 太陽光発電設備の補助金額はどのように算定すればよいですか？(住宅用)

⇒次の計算式で算出した額が補助金額となります。(1,000円未満切り捨て)

※上限 350,000円 ⇒ **1,050,000円** ※令和7年1月1日から

$$70,000 \text{ 円} \times \text{太陽電池出力}(\%)$$

(※)太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い値で kW 単位とし、小数点以下を切り捨てる。

問 19 定置型蓄電池の補助金額はどのように算定すればよいですか？(住宅用)

⇒次の計算式で算出した額が補助金額となります。(1,000円未満切り捨て)

【定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業)】 上限 516,000円 ⇒ **1,549,000円**
※令和7年1月1日から

$$\text{定置型蓄電池の価格(円/kWh)} \times 1/3 \times \text{蓄電容量}(\%)$$

(※)単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位とし、小数点第2位以下を切り捨てる。

【定置型蓄電池設置事業】 上限 100,000円

$$\text{補助対象経費(購入費・工事費等)} \times 1/10$$

問 20 太陽光発電設備の電力変換装置(パワーコンディショナー)と一体型(ハイブリッド)の定置型蓄電池の場合、補助金額の算定はどのように行えばよいですか？

⇒太陽光発電設備の電力変換装置(パワーコンディショナー)が定置型蓄電池の電力変換装置と一体型(ハイブリッド)の蓄電システムの場合、定置型蓄電池に含まれる太陽光発電設備の電力変換装置に係る経費分を控除することができます。

問 21 補助対象経費には設計に係る費用を含めることはできますか？

⇒設計に係る費用を補助対象経費に含めることはできません。

補助対象経費は機器等の購入費と設置に係る工事費のみとしています。

● その他

問 24 設置した設備を処分する場合はどうしたらよいですか？

⇒法定耐用年数(太陽光発電設備：17年、定置型蓄電池：6年)を経過する前に処分する場合は、市長の承認が必要です。事前に生活環境課へご相談ください。